

# 表 彰 内 規

第1条 一般社団法人函館地区トラック協会会員事業所の従業員表彰は、この内規の定めるところにより、毎年1回会長表彰を行う。

第2条 表彰は、現に会員事業所所属の従業員であって、成績・操行ともに他の模範であり、且つ下記に該当し、事業主の推薦があった者のうちから、理事会が選考して行う。

(1) 次の期間連続無事故、無違反の運転者

イ 勤 続 5年以上

ロ 勤 続 10年以上

(2) 同一事業所に永年勤続している勤務成績優秀な従業員

イ 勤 続 20年以上

ロ 勤 続 30年以上

第3条 第2条の勤続年数は毎年3月31日において原則として同一事業所に勤続した者であることを要する。

## 2. 勤続年数通算の特例

会員相互間の事業所勤続年数を通算して、第2条(1)の勤続年数資格に達するものを推薦する場合は、別に定める『勤務証明書』を添付するものとする。

第4条 第2条(1)の表彰を受けた者は、再び同種の表彰を受けることはできない。

第5条 第2条によるほか、特に功績があり、表彰の要あると認めるときは、理事会が審議の上、適時表彰する。

第6条 被表彰者には表彰状及び記念品を授与する。

第7条 第2条(1)の被表彰者の推薦は別に定める推薦用紙により、『無事故無違反証明書』を添付し、4月10日までに申請するものとする。

附 則 この内規は昭和61年4月1日から施行する。

平成10年3月16日第2条及び第7条一部改正  
平成25年7月5日第6条一部改正